

消費者

11月1日は計量記念日
 ～生活に身近な「はかり」は正確？～

健康管理に取り組むAさんは、自宅で2台の体重計を使用し、朝は寝室の体重計、夜は脱衣室の体重計で記録を取っています。ある日、2台の値に大きな違いが生じるようになりまし
 た。「故障かな？どちらのはかりが正しいのだろう？」皆さんもそんな経験はありませんか？



◆「はかり」は法律で基準が定められています

事業所などで「取引や証明」に使用する業務用はかりは、計量法で「検定」という厳しい基準に合格し、さらに2年に一度の定期検査を受けることが定められています。

一方、みなさんが家庭で使用する体重計や調理用はかりは「家庭用特定計量器」といい、家庭用としての精度基準を確保して作られ、「家庭用はかりマーク」を付けることが義務付けられています。

この家庭用の体重計や調理用はかりには、計量法で定められた定

期検査の受検義務はありませんが、市では11月1日の「計量記念日」に合わせて、家庭用はかり（体重計、調理用はかりなど）の無料検査を行います。この機会に、家庭にあるはかりが正確か確認してみませんか。

また、消費者センターでは、取引・証明に使われる「業務用はかり」の検査や、スーパーなどで販売されているパック詰め商品の内容量検査など、計量法に基づく正確な計量のための業務を日々行っていて、ホームページでもその取り組みを紹介しています。

家庭用はかりの無料検査

期日	時間	場所
10/14(水)	10:00～12:00	南公民館
10/21(水)		滑石公民館
10/30(金)		東公民館
10/31(土)	10:00～17:00	メルカ つきまち4階
11/1(日)		

■問い合わせ
 消費者センター (0829-1500)